

価値理論の視点から見た公正価値概念を考察する

王
徐

琳¹
陽²

Abstract

Fair value has become an important measurement model for financial reporting by aggressive promotion of FASB and IASB. However, the terms of "fair" and "value" have not been sufficiently examined in the accounting standards and the accounting researchers. Regardless of the original meaning of fair value, fair value has established the basis for measurement, and fair value accounting has also been spread. Because "fair value" is originally derived from law and economics, it is necessary to examine beyond the scope of accounting. This paper examines the appropriateness of the fair value concept from the viewpoint of value theory of economics.

Keywords: Fair value, Labor theory of value, Equilibrium Theory

要 旨

公正価値は、FASB及びIASBによる積極的な推進によって、財務報告の重要な測定モデルになった。しかし、公正価値の「公正」と「価値」が何を意味するのかについては、会計基準や会計研究者によって十分に検討されてこなかった。むしろ、公正価値の本来の意味を問わないまま、公正価値は測定基礎としての地位を確立し、公正価値会計も普及してきたのである。しかし、「公正価値」は、法学および経済学に由来するので、会計学の範囲を超えて検討する必要がある。このうち、本稿では、主に経済学の価値理論の視点に立って、公正価値概念の適正性を考察し、公正価値会計の将来の発展を探求する。

キーワード: 公正価値, 労働価値説, 均衡価格理論

本稿は広東省哲学社会科学学科共建プロジェクト研究助成金の支援を受けた (Grant Number (GD18XGL31))。

1 広東外語外貿大学 会計学院 講師

2 長崎大学 経済学部 教授

I. はじめに

1980年代以来、アメリカの会計の分野は、金融商品、特にデリバティブの認識、測定と開示の問題について議論してきた³。会計の分野において金融商品の認識と測定において画期的な進歩をしていないが、これらの問題についての議論は、測定属性としての取得原価モデルの重大な欠点、つまり目的適合性の欠如に対する人々の理解を深めた。特に1980年代には、アメリカでは2,000以上の金融機関が金融商品の取引をしていたが、これらの金融機関が金融危機に陥る前は、取得原価に基づく財務報告書は「良好」な経営実績と「健全」な財務状況を示すことが多かった。取得原価に基づく財務報告書は、金融監督部門と投資家に警告信号を送ることができなかっただけでなく、これらの金融機関に対する投資家の判断を誤って誘導したと、多くの投資家は考えている。このため、投資家たちは、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）に対して、測定属性としての取得原価が金融機関に適しているかどうかの見直しを強く訴えていた⁴。

1990年9月、アメリカ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）のリチャード・C.ブリーデン会長は、アメリカ合衆国上院の銀行、住宅及び都市事務委員会で証言し、取得原価に基づく財務報告書は、金融リスクの予防と解決にとって何の役にも立たないと指摘し、初めて公正価値を金融商品の測定属性として提案した。

SEC会長の証言の直後、SEC、FASBおよびアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）の三者は会議を開催し、AICPAの下にある会計基準執行委員会（Accounting Standards Executive Committee：AcSEC）によって、公正価値に関する会計基準の研究と制定を行った。FASBは、1991年10月に、正式に公正価値に関

3 黄（1997），1頁。

4 同上。

する基準を制定した⁵。

公正価値会計基準の出現は、当時のアメリカの会計や金融の分野で大きな反響を呼んだ。SECと投資家に代表される支持者は、公正価値会計は財務情報の目的適合性を大幅に高め、会計情報に金融資産と負債の真実な価値を反映させ、金融リスクの予防と解決に役立つと考えている。他方、連邦準備理事会、金融界に代表される反対者は、公正価値会計は現行の（取得原価を主に測定属性としている）会計モデルから極端に乖離しており、信頼性に欠けるだけでなく、金融機関の収益に大きな変動が生じ、金融機関の融資決定を短期化させるという見方を示している⁶。このような背景が、公正価値会計の議論にはある。

しかし、21世紀に入ってから、会計の分野における公正価値の理解にばらつきが生じた。人々が会計の測定にまず求めるのは、いわゆる「公正」な市場交換価格であり、この価格に基づいて資産や負債の「公正価値」を測定し、その後、公正価値によって「公正価値の変動損益」(The change of income fair value)を得ることだと考えている⁷。実際には、公正価値の概念に対する理解は、必ず交換価格の確定を前提として公正価値を算出する。経済学の研究から言えば、多数の文献は、「価格」を出発点として市場経済問題を研究しているが、「価値」は主流の学者ができるだけ回避する概念になっている⁸。公正価値の概念は、過去から現在に至るまで一定ではなかったと言える。そのため、筆者は、公正価値概念の本質には価値の意味を有するかどうか、公正価値という言葉で表現できるかどうか、および経済学の原理に合致するかどうか、これらは研究と解決が必要な問題であると考えている。したがって、本稿では、公正価値概念の歴史的変遷および経済学の価値理論と公

5 同上。

6 同上。

7 1898年のアメリカ高等裁判所の判決による。

8 管(2013), 122頁。

正価値の関係を考察したい。

II. 公正価値概念の歴史的変遷

公正価値会計とは、市場価値または将来のキャッシュフローの現在価値を資産と負債の主な測定属性とする会計をいう。公正価値という概念は法律に由来する。まず、「公正」という言葉の会計学分野での応用は、1844年のイギリスの「株式会社法」に由来する。この法律は、会社の貸借対照表を網羅的かつ公正的に作成し開示するように要求している⁹。「公正」の意味が、公平、正当、合理を含み、法により所有者の権益を保障するという考えに基づけば、当時の使用は適切である。1898年にアメリカ最高裁判所のスミスとエイムス (Smyth vs. Ames)¹⁰に対する判決で、裁判所は、「公正価値」は「合理的な価格を計算する基礎は公衆にサービスを提供する不動産の公正価値でなければならない」と述べた¹¹。ここでいう「公正価値」とは、不動産価値の確認と測定だけが合理性と公正性を有し、これによって制定された価格に合理性と公正性を持たせるもので、まず「公正価値」を確定してから「公正」な価格を確定し、最後に「公正価値の変動損益」を計算するという順序になっている。以上が、公正価値という言葉の由来の背景である。以下は具体的に公正価値の定義の歴史的変遷について考察する。

1. 1990年以前のアメリカの公正価値定義の歴史的変遷

アメリカ会計原則委員会 (Accounting Principles Board : APB) は、APB Statement No. 4 「企業財務諸表の基礎をなす基本的概念と会計原則」¹²にお

9 管 (2013), 121頁。

10 この事件は鉄道部門が政府に対する訴訟を起こし、被告が制定した価格が不公平であると訴えた。

11 Hunt John W., Legg Wilbur S. pp.17-41.

12 Statement of the APB No. 4, par. 1 を参照。

いて、資産の取得時点での取得原価が公正価値に近似することとして規定された。「M-IA(1)公正価値：金銭も金銭支払いの約束のいずれも交換されないような交換において、取得資産は、一般に、引渡資産の公正価値をもって測定される。しかしながら、受入資産の公正価値が、より明白に立証される場合には、取得資産は、その公正価値で測定される」と規定された。さらに、討議として「現金預金又は金銭債権の介入しない移転においては、公正価値が交換価格（exchange price）の近似値である」とされた。この概念では、取引価格または交換価格の近似値（推定値）を強調していたことがわかる。

その後、APBに代わり、会計基準設定機関としてFASBが設定された。FASBは、一般に公正妥当と認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles：GAAP）の制定において、公正価値という概念を何回も用いたが、いずれも特定の背景において提出されたものである。公正価値の定義が初めて試みられたのは、財務会計基準書（Statement Financial Accounting Standards：SFAS）No.13「リース会計」（1976.11）においてである。SFAS No.13は、リース資産の公正価値を、「リース資産が、無関連当事者間のアームス・レングス取引（arm's-length transaction）における売却価格」¹³と定義したが、アームス・レングス取引の説明はされていない。公正価値の適用事例として、「リース開始時のリース資産の公正価値は、通常、適正な数量又は取引割引を反映する、正常販売価格である。しかしながら、公正価値の決定は、当時に普及している市場条件に照らしてなされる。そのことは、財産の公正価値は正常販売価格以下であり、ある場合には、財産の原価以下となる」¹⁴が例示されている。

SFAS No.15「問題の生じた債務の改訂に関する債権者及び債務者の会計処理」（1977.6）においては、譲渡された資産の公正価値とは、「債務者が、強制されたまたは清算（liquidation）による売却ではなく、自発的な（will-

13 SFAS No.13, par.7.d.10を参照。

14 SFAS No.13, par.5.c.iを参照。

ing) 買い手と売り手の間で、現時点で売却された場合に、受け取ると合理的に期待される金額¹⁵であると定義された。この定義は、SFAS No.13を変更するものであり、公正価値を定義するだけでなく、市場価値や割引価値法を二層の公正価値の測定方法に構成され、その後の先駆的な定義となるものである。

SFAS No. 87「事業主の年金会計」(1985.12)では、公正価値は年金資産(plan assets)に関連して用いられている。年金資産とは、「年金給付のために分離し制限されて、用いられる資産」¹⁶である。公正価値が適用されているのは、「年金資産、持分又は負債証券、不動産その他であろうとかかわらず、測定日の公正価値で測定されなければならない」¹⁷とする規定である。公正価値の定義はSFAS No.15と同一内容である。

この時期の公正価値の定義は、特に「自発的な双方の間の売買取引」(A willing buyer and a willing seller), 「現在の売却」(current sale) および「合理的に受ける」(reasonably expect to receive) この三つの特徴を強調する。

- ①「自発的な双方の間の売買取引」とは、強制または清算という制限のある取引ではなく、公正価値の「公平性」の基礎と必要条件としている。しかし、買い手と売り手のみに言及し、推定される第三者を通じて資産の公正価値を見積もる可能性は除外されている。
- ②「現在の売却」とは、公正価値と取得原価の時間的次元の違いを表している。
- ③「合理的に受け取る」とは、買値ではなく売値であることを意味している。この時期の公正価値の対象に関する研究は資産に限られ、負債にまで広がっていないことも反映されている。

15 SFAS No.15, par.13を参照。

16 SFAS No.87, par.19を参照。

17 SFAS No.87, par.49を参照。

2. 1990年代以降のアメリカの公正価値定義の歴史的進化

1980年代のアメリカの会計の分野における金融商品の認識、測定と開示の問題に対する研究に伴い、公正価値の定義も絶えず改善されてきた。

FASBが1990年に発表した公開草案「金融商品の市場価値に関する開示」のディスカッションペーパー（DP）は、市場価値という用語が用いられていた。市場とは活発であるか否かにかかわらず、発行市場（Primary Market）または流通市場（security secondary market）がある。FASBは、「市場価値」という用語の使用は、活発な流通市場での取引商品のみを扱っている等の誤解が生じていた。用語による混乱を避けるために、IASCが発表した類似基準の用語と一致するために、翌年SFAS No.107「金融商品の公正価値に関する開示」（1991.12）を発表した。SFAS No.107では、公正価値とは「強制的あるいは清算による売却以外の自発的な当事者間の現時点での取引において、当該商品が交換されるであろう価額である」と定義している¹⁸。

FASBは、SFAS No.125「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」（1996.6）とSFAS No.133「金融派生商品およびヘッジ活動に関する会計処理」（1998.6）において、公正価値を「強制または清算取引ではなく、現在の取引において、自発的な参加者が資産（または負債）を購入（または売却）する金額」と定義する¹⁹。この定義は、公正価値測定の対象をより包括的にし、負債の公正価値を含めている。

一般に認められた会計原則（GAAP）の中で、公正価値がますます使われるようになったため、FASBは新たな基準を制定し、公正価値の内容、目標及び応用などの問題に対して統一的な規範と指導を行うことを決定した。この結果公表されたのが、2004年6月の公開草案「公正価値測定」（Fair value Measurement）DPである。DPでは、基本的論点の公正価値の定義についてコメントを求め、「取引の知識があり、独立性のある当事者間の現在の取

¹⁸ SFAS No.107, par.35を参照。

¹⁹ SFAS No.125, par.11, SFAS No.133, par.17を参照。

引において交換されるであろう資産または負債の価格」として定義した (DP, par.4)。ここまで述べた1990年代以前と以降のアメリカの公正価値定義の主な変遷をまとめると表1のようになる。

表1 1990年代以前と以降のアメリカの公正価値定義の主な変遷

公開日	基準書	公正価値の定義
1970年10月	APB ステートメント No.4 「企業の財務諸表の基礎をなしている基本概念と基本原則」	取得資産における公正価値は、取得原価の近似値として規定された。さらに、現金預金又は金銭債権の介入しない移転においては、公正価値が交換価格 (exchange price) の近似値である。
1976年11月	SFAS No.13 「リース会計」	リース資産の公正価値は、リース資産か、無関連当事者間のアームス・レンクス取引における売却価格である。
1977年6月	SFAS No.15 「問題の生じた債務の改訂に関する債権者及び債務者の会計処理」	譲渡された資産の公正価値とは、債務者が、強制されたまたは清算 (liquidation) による売却ではなく、自発的な (willing) 買い手と売り手の間で、現時点で売却された場合に、受け取ると合理的に期待される金額である。
1985年12月	SFAS No.87 「事業主の年金会計」	同上
1991年12月	SFAS No.107 「金融商品の公正価値に関する開示」	当該商品が強制的あるいは清算による売却以外の自発的当事者 (willing parties) 間の現行取引で交換されうる金額である。
1996年6月	SFAS No.125 「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」	非強制、非清算販売の場合の現在の取引において、自発的な各当事者間で資産の売買または負債の弁済に発生する金額。市場を活性化させるための公開オファーは公正価値の最高の例証であり、存在すれば、測定の基礎となるべきである。公開オファーが存在しない場合、公正価値は取引先の数量と取引価格の積である。

2000年2月	SFAC No.7「会計測定におけるCF情報及び現在価値の使用」	市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産（または負債）の購入、または売却（または弁済）を行う場合の価額である。
2006年9月	SFAS No.157「公正価値の測定」	測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格である（出口価格）。

出所：筆者作成

3. IASC/IASBについて公正価値の定義

FASBに対して、IASCによる1982年公表の国際会計基準第16号（IAS No. 16）『有形固定資産』（IASC [1982]）では、公正価値について次のような説明がみられる。すなわち、公正価値とは、「取引の知識を有する自発的な買主と売主との間で、独立第三者間取引条件（an arm's length transaction）により、資産が交換される金額」（IASC [1982], par.6）とされ、公正価値概念が市場価値に基づくものであるとされている。また、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）による2003年改訂のIAS No.39号「金融商品：認識及び測定」においては、公正価値を、「取引の知識のある自発的な当事者間で独立第三者間取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される金額」と定義している（IASB [2003], par. 9）。

IASCは、日本を含む9カ国の会計基準設定主体または職業会計士団体の代表と連携して組織された共同作業グループJWG（Joint Working Group）が、2001年に金融商品の会計基準に関する新たな提言がなされた。当該基準「金融商品および類似項目：基準草案と結論基礎」において、公正価値を「企業が通常の事業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日

において資産を売却したとすれば受け取ったであろう価格又は負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積額をいう」と定義している²⁰。

この定義の最も顕著な特徴は、出口価格を公正価値として採用するということを強調している。実務では、公正価値には、入口価格（資産に対して支払われる金額または負債の発生により受け取られる金額）と出口価格（資産に対して受け取られる金額または負債を決済するために支払われる金額）が存在する。両者のどちらかを採用するかについて規定は存在しない、両者は同額または十分に近いものであるため、実務上の違いは大きくない。しかし、金融商品にとっては、両者には大きな違いがあるかもしれない。JWGは、出口価格は金融商品の公正価値に関連する測定であると考えており、JWGがなぜ公正価値を出口価格として定義しているのかを理解するのに難しくないということは、市場価格が優先されることになる。JWGの定義が公正価値の一般的な定義としてはならないことが示されている。

また、この定義は、以前の国際会計基準の定義と比べて、測定属性の時価アプローチも明確に考慮している。「測定日」という限定条件が明確に提示されており、これはFASBが公正価値の定義において使用されている「現在の取引」に対応しているが、「測定日」という表現は公正価値の関連性を強調し、「現在の取引」という表現は公正価値測定の信頼性を重視している。JWGの「金融商品と類似項目」は、すべての金融商品を公正価値で測定することを明確に主張する。他方、FASBの「公正価値測定」の出発点は、信頼できる公正価値測定のための一致と比較可能な指導を提供するためである。このため、DPと異なる出発点は、公正価値測定属性の時価アプローチの異なる表現を招いている。

最後に、この定義において「通常の事業上の考慮を動機として行われる」「公正取引」と、FASBの定義における「取引の知識があり、独立性のある

²⁰ JWG, par.70.

当事者間の現在の取引」という両者の表現についてである。FASBの公正価値の定義には、限定されるいくつかの条件を満たす取引が含まれている。JWGは直接に「通常の事業上の考慮を動機として行われる」、客観価値に求め「公正取引」に限定されている。JWGの表現はFASBおよびIASCにおいて展開されてきた公正価値の定義を承継されしながら、独自の主張を展開している。JWGのDPの応用マニュアルと結論の基礎には、これらの2つの表現に対して相応の解釈と判断を行っていない。したがって、会計士にとっては、判断の難しさが増した。上記の公正価値定義の進化の歴史の検討から、次のような特徴がわかる²¹。

(1) 取引の公平性を強調すること。FASBは「取引の知識があり」、「独立性」、「自主的」などいくつかの限定条件を通じて取引の公平性を達成しているが、JWGはもっと簡潔にこの観点を表現している。

(2) 公正価値測定対象の包括性。当初の資産の公正価値測定に関する研究から、資産と負債の公正価値の研究に広がっている。

(3) 取引双方の仮定性を強調すること。公正価値はその本質において、仮定取引価格の推定である。公正価値測定の目的は、実際の取引が発生していないと推定し、かつ、その資産または負債の取引価格を測定しなければならないからである。

(4) 公正価値定義の進化の歴史から、活発な市場に対する要求を強調したことはなかった。もちろん、活発な市場の存在は信頼できる公正価値の測定基礎を提供したが、この市場の活発性は測定の具体的ないかなる対象にとっても、完全有効市場が存在しない。また、公正価値測定の信頼性は、測定技術の改善によるものであり、市場の活発だけが問題ではない。したがって、公正価値は取引市場の互換性を持っている。

21 謝 (2004), 72-79頁。

Ⅲ. 公正価値に関する価値理論

価値という言葉は、一面では、物の使用価値や効用を意味している。しかし、原材料が製品・商品に転化するにつれて、個人の需要を満たす使用価値を持つと同時に、他のものと交換できる交換価値を持つようになる。交換価値は、貨幣の出現により、価格になる。商品の価格は、貨幣表現された交換価値である。多くの経済学者は、価値と価格は相互に区別された二つの概念であり、価値は本質的に内在的であるが、価格は異なる時期と異なる環境下での価値の具体的な表現であると考えている²²。したがって、経済学理論の重要な目的は、真実の価値を通じて市場価格の変化の法則を認識することである。この過程で、様々な学説と流派が形成された。本稿では公正価値概念に関する学説として主に均衡価格理論と労働価値説を検討する。本節では均衡価格理論とマルクス労働価値説の価値について探求する。

1. マルクス労働価値説における価値

労働価値説は、供給決定価値論の代表的な流派として、供給の角度から価値の源泉を検討する。労働価値説はイギリスの古典経済学の創始者ウィリアム・ペティ (William Petty) に始まった。彼は『賦税論』の中で、商品の価値は商品を生産する時に消費される労働によって決まると主張した。この思想は、アダム・スミス (Adam Smith) とデヴィッド・リカード (David Ricardo) によって継承された。アダム・スミスは、最初に労働価値説を体系化し、交換価値と使用価値を区別し、価値を生み出すことができるのは、ある特殊な形式の労働ではなく、一般的に商品を生産する労働であると指摘した。古典経済学の完成者デヴィッド・リカードは、労働価値説をより高いレベルに推し進め、個別労働と社会労働を区別し、価値量は社会が必要とす

²² Robert B. Ekelund Jr, pp.24-25, 2001.

る労働によって決定されると考えた。マルクスは、価値と使用価値、価値と価格を厳格に区別した上で、労働と労働力の価格の違いを指摘し、剰余価値説を提出し、マルクス主義労働価値説を創造した。

マルクス労働価値説の特徴は、古典経済学者の労働価値学説の科学的成分を批判的に継承し、労働二重性学説を提唱し、古典経済学者の価値実体、価値の本質及び価値量などの一連の問題を徹底的に解決したことである。したがって、本節では、マルクス労働価値説から価値の内包を科学的に考察する。

まず、価値の内包について、マルクスは『資本論』第1巻第3編第5章において、価値は商品に凝縮された無差別の人間労働であると述べている。マルクスは、社会的富の元素としての商品の分析に基づき、商品の使用価値と交換価値を区別した。使用価値は富を構成する物質内容であり、交換価値の物質負担者である。交換価値は、同じ価値を使用して交換される他の量との関係や比率として表現される。使用価値を除くと、商品実体の属性は一つしかない。すなわち、同じ人間の労働力の消費に基づく商品の価値である（マルクス、第1巻第1編第2章）。

次に、価値の決定について、マルクスは「価値実体を形成する労働は同じ人間の労働であり、同じ人間の労働力の消費である。商品の生産には平均的な労働時間が必要である。社会の必要労働時間は既存の社会の正常な生産条件の下で、社会の平均的な労働熟練度と労働強度の下である使用価値を作り出すために必要な労働時間である。社会が必要とする労働量、あるいは生産が価値を使う社会が必要とする労働時間だけが、その使用価値の価値を決定することができる。価値はある生産者が個人で一定量の商品や商品を生産するために必要な労働時間ではなく、社会が必要とする労働時間であり、当時の社会の平均生産条件の下で、市場ではこのような商品を生産する社会の必要総量によって決まる」と考えている²³。

23 マルクス、第1巻第1編第3章、2004。

また、価値は物化された人間の抽象的な労働量である。それは人間と人間の間を関係を表している。また、人間と自然や物との関係も表している。これは価値の質の規定性である。価値の量の規定は、生産物によって消費される労働量によって決定されるものであり、労働の自然な尺度である労働時間によって測定されるものである。しかし、個々の労働時間を使うのではなく、社会の必要な労働時間で測っている。

最後に、価値の実現について、マルクスは、すべての商品は所有者にとって価値があるが、他人に対して使用価値があると考えている。このため、商品の所有者が商品の価値を実現するためには、商品の使用価値を譲渡しなければならない。

商品の所有者が彼の商品を価値として実現するには、彼の気に入った他のどれかの同等の価値を持つ商品を通じてしか実現できない（マルクス、第1巻第1編第3章）。例えば、商品Aの価値は、一定量の商品Bが既定量の商品Aと交換できることによって、量的に表現される。すなわち、一つの商品の価値は「交換価値」として表現されることによって独立した表現を得ることができる。一つの商品が分離され、他のすべての商品の一般的な等価物として役立つ場合、商品価値は貨幣として実現され、その実現量は市場価格によって表される貨幣量である。需給メカニズムと競争メカニズムの影響を受けて、価値実現の量と価値量は常に一致しない。

2. ウィリアムペティ均衡価格理論における価値

商品の均衡価格とは、当該商品の市場需要量と市場供給量が等しい場合の価格のことである。需要価格は消費者が一定量の商品に対して希望する価格で、供給価格は生産者が一定量の商品売却することによって受け入れられる価格である。需要曲線と供給曲線が交差する点が均衡価格である。すなわち、図1のように、商品市場の均衡は、この商品の市場需要曲線Dと市場供給曲線Sとが交差する均衡点Eに現れ、均衡点Eの価格は均衡価格P'であ

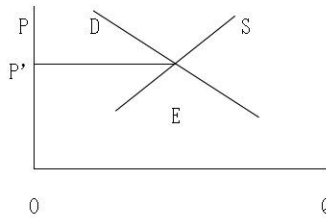


図1 均衡価格曲線

る。

19世紀末、経済学者のマーシャルは、生産費用価値論、限界効用価値論と需給価値論を融合させ、均衡価格理論を提出した。マルクス労働価値説と異なり、均衡価格理論は、商品の本当の価値は需給双方が交換の過程で形成した均衡価格という理論である。すなわち、均衡価格理論は、商品の価格は供給価格と需要価格の共同作用に依存すると考えている。具体的には、価格は貨幣で表した価値であり、供給と需要の均衡時の価格である。そして、価値の源泉は供給と需要の両面にある。需給のバランスがとれている時だけ、商品の価格は本当の価値を表している²⁴。

均衡価格を形成するには、次の2つの前提条件が必要である。

1つ目は、活発な取引市場の存在である。活発な取引市場というのは、いつでも自分の希望する取引先を見つけて、いつでも同質の商品を売買して、価格はオープンである。

2つ目は、公平、透明、自主的な商品取引が行われることである。公正価値測定と均衡価格理論の間には密接な内在的関係がある。公正価値は市場で形成され、この市場は、取引金額が一番大きく、取引活動が最も活発な市場である。また、市場参加者は関連当事者ではなく、市場状況を熟知し、能力があり、自発的に取引を行う。したがって、公正価値とは、現実的な条件の

24 陳 (2004), 7 頁。

下で最も理想的で、最も真実な価値を反映する均衡価格である。

均衡価格理論の主な特徴は、以下に示すとおりである。

(1) 価値は労働時間によって表されなくても、現物間の相互表現ではなく、貨幣によって表される価格である。

(2) 価値は供給と需要が均衡している時の価格である。すなわち、供給が需要を上回って、価格が下がる。供給が需要に追いつかず、価格が上がる。需給が等しく、価格は価値に等しいか、または近い。

(3) 均衡価格理論は供給と需要の二つの側面から価値の源を検討し、均衡価格理論の供給と需要の調整は価値の内部から生まれ、労働価値説の場合は外部から生まれる。

経済発展の事実によって、供給側と需要側が市場の需給状況によって決定した市場取引価格は最も真実な価値の体现であり、このような価格決定メカニズムが市場機能の実現に最も有利であることが証明されている。

IV. 価値理論と公正価値の関係

前節では、マルクス労働価値説と均衡価格理論における価値の内包、価値と価格の関係および価値の決定過程を明らかにした。公正価値の概念の核心は価値の確定である。したがって、本節では、マルクス労働価値説と均衡価格理論の視点から公正価値における価値の確定の適正性を検討する。

1. 均衡価格と公正価値の間の内在的な関係

(1) 公正価値と均衡価格の関係

公正価値は取引当事者の双方が自発的に合意した取引価格である。供給の視点から言えば、資産の売値は売り手が現在の需給条件の下で資産を売却して受け入れる価格である。他方、需要の視点から言えば、資産の購入価格は買い手が当該資産を得るために支払う価格である。売り手の売却価格は買い

手の購入価格と一致している。すなわち、取引が成立した時点で、需給価格は均衡に達している。しかし、この実際の取引価格は必ずしも均衡価格とは限らない。経済学者は、実際の取引価格が均衡価格に近付く傾向があると仮定している。市場メカニズムには、供給と需要の相互作用による内在的な求心力があるので、いつも実際の価格を均衡価格に近付けている²⁵。したがって、需要曲線と供給曲線が安定していれば、実際の価格は均衡価格になる。当然、これは公平、透明、自主的な取引の基礎の上に成り立っていると仮定している。不公平、不透明、自主的でない取引であれば、実際の取引価格はその均衡価格ではないばかりか、かえってその均衡価格から大きく外れることになる。公正価値は、公正取引において、状況を熟知した取引双方が自発的に形成した価格であり、公平、透明、自主的取引がその基本的な特徴である。したがって、公正価値は、現在の需給条件の中で最も均衡価格に近い取引価格であり、資産価値の最も真実な表現と言える。

(2) 公正価値情報は最も決定的な関連性のある会計情報である

市場経済は資源配分に優れている。この優位性は市場メカニズムに由来し、市場メカニズムは、限られた資源を最大限に効果的な役立ちに投入し、効率的な組織形式で利用するように促している。市場メカニズムの効果的な運営は、価格メカニズムの指導に由来している。このため、供給と需要が共に作用する価格メカニズムは市場経済の核心である。正確な意思決定は正確な価格という信号の誘導に由来する。逆に、誤ったまたは真実ではない価格という信号は、人々を誤った意思決定に導く。限られた資源を誤った方向に投入することにもある。公正価値は現在の実際取引価格に立脚し、資産の真実価値に最も近い情報である²⁶。この情報は企業の現在の財務状況を正確に評価するだけでなく、企業の現在および将来のキャッシュフローを正確に予測することにも役立つので、会計情報利用者を正しい経済政策決定に導く。

25 陳 (2004), 8 頁。

26 陳 (2004), 8 頁。

2. 労働価値説と公正価値の本質

労働価値説では、価値の中身、価値の量、価値と価格の関係という問題は、本質的な意味を持つ。公正価値の定義において、公正価値は、直接的には「価格」と定義され直接に価格または調整された価格を使って公正価値を推定する。このように公正価値は価格を基礎としており、その中には「価格は価値に等しい」という前提が含まれている。価格に対する価値の基礎的な決定を論証しただけでなく、価格が価値に対して能動的に反映していることを示している²⁷。それは会計の分野が公正価値の内包を根本から正確に認識し、価格との間の弁証法関係を確定する上で重要な指導的意義を持っている。しかし、現在の会計界の公正価値の内包に対する認識と具体的な確定は、マルクス労働価値説に違反している。

(1) 公正価値の内包が労働価値説に対する乖離

これまで述べてきたように、IASBとFASBはともに、「公正価値」を「価格」と定義している。

このように考える理由は4つある。1つは、「財務報告概念フレームワーク」中の資産と負債の定義に適合する。2つは、出口価格は、直接的に、明確に資産または負債の市場価値を測定する方法を提供している。3つは、出口価格は主体から独立していて、客観的で、市場の予想を基礎とした見積もりである。4つは、出口価格は資産の予想される現金流入または負債の予想される現金流出に対する測定である。

価値理論は、日常生活の中の表面のいくつかの直感的な認識を受け入れている。まず、「価値」を「交換できる他の商品量または通貨」と見なし、その次に、価格に基づいて交換価値が交換されている。このことから、価値と価格を互換性があると理解されている²⁸。これに対して、マルクス労働価値学説は、価値を定義しただけでなく、価値と価格の論理関係を述べた。マル

27 管 (2013), 123頁。

28 管 (2013), 123頁。

クスは、価値と価格の間に表現と表現される関係があると考えている²⁹。商品価値は具体的に商品の価格に表わされているが、価格は価値の通貨表現形態であり、商品の生産をする労働の貨幣的表現である。また、貨幣は商品の価値の形式だけであるが、価格は完全に価値の表現ではないと言える。したがって、会計基準の制定者が公正価値を簡単に「価格」と定義するのは明らかに間違っていて、しかも「公正価値」という名称と矛盾している。彼らは価格が価値のある通貨表現の面だけを認識して、価値と価格を混同しているが、価格と価値の間に存在する本質的な違いを認識していない。

(2) 公正価値の確定は労働価値説に対する乖離

公正価値測定は、主体の継続的な経営を前提としており、測定日の実際の市場取引のシミュレートに基づく資産の売却や債務の返済に基づいて、関連資産や負債の現在の市場価値を導き出す過程であり、主体が資産を引き続き制御し、負債を負担するとともに、市場の評価を得る作業である(于, 2007)。まず、IASBとFASBは、会計基準の中で「測定日に報告主体が参入する活発な市場の中で同じ資産または負債の市場価格」を優先的に選択して公正価値を確定することを要求している。次に、「活発な市場で類似の資産または負債の市場価格」または「非活発な市場で同じまたは似たような資産または負債の市場価格」を選択する(王, 陳, 2011)。

したがって、公正価値は、市場を基礎に価格を決めることを強調している。実際の取引価格ではなく、価格を見積もるのである。マルクス労働価値説は商品価値の決定を「労働量」という客観的な基礎の上に構築し、「価値はある生産者が個人で一定量の商品を生産するか、あるいはある商品生産に必要な労働時間ではなく、社会が必要とする労働時間によって決まる」と強調した。商品を生産するために消費される労働量は商品の価値量を決定し、価値量は商品の価格を決定した。しかし、この論理は逆には成立しない。

29 同上。

マルクスが言ったように、「価格は商品価値量の指数として、商品と通貨の交換比率の指数であるが、これによって逆に言えば、商品と通貨の交換比率の指数は必然的に商品価値量の指数である」。現在の公正価値の確定手順は、まず、市場において取引先双方が認めた価格を求める。この価格については双方が「公正」と認識していることを前提として、この価格に基づいて、取引先双方が対応する価値を計算する³⁰。すなわち、買い手はその計算で商品を購入する価値であるが、売り手はその計算で商品を売却する価値である。これを根拠に、双方は当期の収益を計算する。この価格でいわゆる「公正価値」を計算し、最終的には双方が「公正」な収益を確定できる目的を達成するつもりである。このような仮定は、価格と価値の論理関係を逆にして、収益計算に「公正」または正確な認識と測定のための目的がなくなった。

したがって、以上のように、均衡価格理論の視点から見れば、公正価値概念の確定は「価値」と「公正」の内包に適合している。他方、マルクス労働価値説の視点から見れば、公正価値における価値の確定過程はマルクス労働価値説と矛盾にある。

V. おわりに

本稿では、均衡価格理論およびマルクスの労働価値説の視点から公正価値との関係および概念に関する適正性を検討してきた。この結果、2つの異なる観点がでてきた。

一つは、均衡価格理論の視点から、公正価値は一番均衡価格に近い価格であり、および公正価値情報は最も決定的な関連性のある会計情報であると考えられることである。

もう一つは、マルクスの労働価値説の視点から、公正価値の内包および確

30 管 (2013), 124頁。

定は労働価値学説に対する乖離であると考えられることである。

公正価値は、言葉の意味では、公正取引と真実を評価する価値の訴求であるが、現実には、その意図とは乖離している。本稿では、マルクスの労働価値説の視点から、公正価値では、概念の上で誤って「価値」という言葉を使って、そして価値の決定を主観的なものの上に立て、そのため、公正価値の概念では、「価値」と「公正」の両方を真実に表現することはできない。では、概念上の混乱のため、測定問題及び財務諸表の開示にもたらす弊害はどう解決すればいいだろうか。この点についても別稿で考察を進めることとしたい。

【参考文献】

- ・ Accounting Principles Board, *Statement of the APB No.4: Basic Concepts and Accounting Principles of Business Enterprises*, AICPA,1970. (川口順一訳『企業会計原則』同文館, 1973年).
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.13: Accounting for Leases*, November, 1976.
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.15: Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, June, 1977.
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.87: Employers' Accounting for Pensions*, December, 1985.
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.107: Disclosure about Fair Value of Financial Instruments*, December, 1991.
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.125: Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, June, 1996.
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.133: Accounting for Derivative Instrument and Hedging Activities*, June, 1998.
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February, 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計基準書：増補版』中央経済

- 社, 2002年)
- ・ Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.157: Fair Value Measurements*, September, 2006.
 - ・ Hunt John W. Legg Wilbur S., *Public Utility Rates in Illinois: The Bell Cases [J]*. Northwest University Law Review, 1955, 50(1): 17-41.
 - ・ International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No. 39 (revised), Financial Instruments: Recognition and Measurement*, 2003.
 - ・ Joint Working Group of Standards-Setters, IASC (IASB) : *Financial Instruments and Similar Items: Draft Standard and Basis for Conclusion*, Dec, 2000.
 - ・ Jean-Baptiste Say, *A Treatise on Political Economy*. pp.59-75, 1963.
 - ・ Robert B. Ekelund Jr, *A History of Economic Theory and Method*. pp.24-25, 2001.
 - ・ 岩崎勇 (2011) 「IFRS導入と公正価値の拡大」『経済学研究』第78巻2・3合併号, 93-120頁。
 - ・ 上野清貴 (2011) 「公正価値概念の展開とその理論」『企業会計』第62巻第9号, 18-27頁。
 - ・ 國部克彦 (2017) 「会計と正義—近くて遠い関係」『税経通信』第72巻第7号, 149-155頁。
 - ・ カール マルクス 『資本論』(第1巻), 北京人民出版社, 2004年。
 - ・ 黄世忠 (1997) 「公允价值会計: 面向21世紀的計量模式」(公正価値会計: 21世紀に向けた測定モデル)『会計研究』NO.12, 1-4頁。
 - ・ 管考磊 (2013) 「公允价值的經濟学分析」(公正価値に関する經濟学的分析)『当代財經』NO. 3, 121-127頁。
 - ・ 陳美華 (2004) 「价值理論和公允价值」(価値理論と公正価値)『經濟問題』NO.12, 6-8頁。
 - ・ 王曙亮, 陳少華 (2011) 「公允价值応用過程的風險分析及控制__基于投資者的視角」(公正価値応用過程のリスク分析とコントロール__投資家の視点に基づいて)『現代經濟』2011年第6号, 121-128頁。
 - ・ 謝詩芬『公允价值: 國際會計前沿問題研究』(公正価値: 國際會計問題研究) 湖南人民出版社, 2004年。
 - ・ 于永生『IASB与FASB公允价值計量項目研究』(IASBとFASB公正価値計量プロジェクト研究) 立信會計出版社, 2007年。